

長岡京市児童虐待防止対策会議報告書

—— 児童虐待死事件の教訓を生かすために ——

平成19年1月

健康福祉部児童福祉課

1. 緊急児童虐待防止対策会議の開催

平成18年10月22日、長岡京市内在住の3歳・男児が保護者からの虐待により餓死するという痛ましい事件が発生した。

地元地域においては、自治会活動が活発で地域の連帯も強く、そして、今回の事件に関わって本児の様子等について、主任児童委員を通して京都児童相談所に4回の情報提供がされたにも関わらず、尊い命が失われたことで、市民や関係者を始め、全国の多くの方々に深い悲しみと強い衝撃を与えるとともに、京都府や本市に厳しい意見や批判が数多く寄せられた。

本市では、京都府内で最も早く児童虐待防止対策ネットワークを立ち上げ、虐待防止に対する取り組みを進めてきたが、結果として、このような事件が発生したことを深く受け止め、事件の検証と原因の究明、更に、本市における児童虐待防止対策の現状及び課題を明らかにするとともに、今後の対応を協議するため、緊急の児童虐待防止対策会議を開催した。

2. 対応の経過

- 10月23日 「緊急児童相談所長・保健所児童虐待関係室長合同会議」の開催（京都府主催）
- 10月24日 「京都府児童虐待防止ネットワーク会議」の開催
- 10月27日 「長岡京市議会議員全員協議会」の開催
「乙訓地域市町緊急連絡会議」の開催（乙訓保健所主催）
- 10月30日 「京都府児童虐待検証委員会」の開催
「長岡京市緊急児童虐待防止対策会議（第1回）」の開催（児童虐待の対応に関する緊急決議を採択）
- 11月2日 「京都府児童虐待検証委員会ヒアリング」の実施
- 11月6日 「衆議院青少年問題に関する特別委員会」からの視察
「民生児童委員連絡協議会役員会」の開催
- 11月7・8日 「市と乙訓保健所による長岡京市地元地域における ところとからだの健康相談」の実施
8日 「長岡京市議会文教厚生常任委員会」の開催
- 11月15日 「児童虐待防止に向けた啓発記事をホームページ及び市広報紙」への掲載
- 11月21日 「長岡京市緊急児童虐待防止対策会議（第2回）」の開催
- 11月29日 「京都児童相談所と長岡京市児童福祉課との調整会議」の開催（情報の共有化等の問題について）
長岡京市が京都府に対して緊急要望を提出
- 12月8日 「長岡京市主任児童委員部会定例会」において情報交換

12月15日 「長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言」を可決

12月19日 「長岡京市緊急児童虐待防止対策会議（第3回）」の開催

3. 緊急児童虐待防止対策会議の概要

第1回：平成18年10月30日（月）午前10時～12時04分

（1）幼児虐待死事案の概要について

（2）原因の検証と今後の取り組みについて

今回の事件に関わる経過等について、長岡京市と京都児童相談所からの報告後、参画する関係機関等からの意見や具体的方策等の提案を受けた。また、今後の再発防止に向けての体制づくりとして、早期発見、情報の共有化及び複線化、孤立した子育て家庭への関わりについて検討することを確認するとともに、「児童虐待の対応に関する緊急決議」を行った（別掲）。

第2回：平成18年11月21日（火）午後 1時～ 4時

（1）経過説明

（2）「児童虐待の予防・発見から再発防止まで - -」（講演）

（3）児童虐待ネットワークの再構築に向けて

前回の防止対策会議後の経過説明後、元京都府宇治児童相談所長で、現在、NPO法人ほっとスペースゆうの工藤充子理事長から上記（2）の講演を受けた。そして、前回の会議で浮かび上がってきた問題 早期発見 情報の共有化及び複線化 孤立した子育て家庭への関わりについて、各関係機関等の役割や責任を明確にするとともに、新たなネットワークの方法等を示すため「通告受理機関における児童虐待対応フローチャート（案）」（別紙1）及び「長岡京市児童虐待対応における関係機関等の主な役割（案）」（別紙2）を提示し、協議を進めた。また、虐待予防という観点から孤立する子育て家庭に対して、行政をはじめ関係機関や関係団体における支援等についても検討協議を行った（別掲）。

第3回：平成18年12月19日（火）午後 1時～

（1）児童虐待の予防・発見から再発防止まで - -」（講演）

（2）児童虐待の予防と対応について

前回の会議に引き続きNPO法人ほっとスペースゆうの工藤充子理事長から上記(1)の講演を受けた後、今回の事件を受けて開催した緊急児童虐待防止対策会議の協議内容をまとめた報告書(案)について各関係機関等の参加者から様々な意見をいただいた(別掲)。

4. 児童虐待の予防と対応

1) 検証の視点

子育ての不安や悩みの相談等のシステムがどうであったのか。

- ・在宅児童
- ・孤立世帯

長岡京市児童虐待防止対策会議等の虐待防止ネットワークの組織がありながら、なぜ機能しなかったのか。

- ・ネットワーク機能の未熟さ
- ・情報の単線化

ケースで抱える問題の背景等について、深く見ることができたのか。

- ・姉の処遇と本児に対する親の関わりの変化
- ・虐待の認識、判断の問題

2) 現状と課題

(1) 虐待情報等の共有化

長岡京市においては、平成12年5月に京都府で最も早く児童虐待防止ネットワークとしての「児童虐待防止対策会議」を立ち上げ、関係機関等からの事例発表や研修会等を実施し、関係者の意識の高揚とそれぞれの役割についての確認に努めてきた。しかし、10月22日に発生した幼児虐待死事件において、ネットワーク体制の不備が指摘されている。担当主任児童委員から京都児童相談所に4度の通報があったにもかかわらず、京都児童相談所からの情報が本市に伝わっておらず、虐待防止への迅速な連携と対応が取られなかったことから、情報の共有化としての通報、通告システムの整備と確認 機関ごとの保有情報の共有と管理の徹底を図る必要がある。

(2) ケースへの対応のあり方

今回、虐待死した幼児に関わる状況にあっては、姉が虐待を受けていた事実のある家庭であるにも関わらず、本児が引き続きその家庭で養育されることについて危機感を持ち得なかった問題や、危機管理意識の稀薄さが指摘されている。虐待等に対処する時には、子どもの置かれている状況や家庭環境、夫婦関係等の実態やその背景等への十分な考察が必要であり、また、常に危機管理意識の共有化に努める必要

がある。

また、早期発見、迅速対応は当然のことではあるが、それ以上に虐待を起こさせないという未然防止の意識形成や関係する職員等の資質向上が求められている。

(3) 支援体制のあり方

本市は、平成17年4月の改正児童福祉法の施行によって、児童相談における第一義的窓口を担うこととなった。児童虐待に関わる情報がそれぞれの機関等によって、個々に管理、対応されているという状況があり、そのことによって虐待情報のエアポケットになっていたとの指摘がされている。また、本市と本市への後方支援や児童の措置、親子分離後から家族統合に向けた役割を担う専門的機関の京都児童相談所とは、これまでからも日常的な連携はあったものの、互いに情報を共有しての対応とはなっていなかった。従って、こうした状況を踏まえ、その他関係機関等を含め、連携における互いの役割の確認や、日常的な虐待防止への意識啓発、感性を高めるための研修会の開催等が求められている。

そして、虐待やいじめ等の児童を取り巻く厳しい状況があり、これらを払拭するためには、情報の一元管理や母子保健活動において妊娠から乳幼児期にわたる健診や親子教室、その他相談等の様々な関わりを担う市と専門機関である児童相談所が中心となり、地域での発見や見守り、並びに保育所等の関係機関での関わり等、それぞれの機関が役割を分担し、連携していく中で、子育て支援、子育て相談等の事業に子育てで悩んでいる保護者等が気軽に利用できる体制が整備される必要がある。また、各種の子育て支援に係る情報が子育て家庭に届くように配慮されなければならない。

3) 今後の対応

(1) 情報の管理

虐待の兆しがあるとされた事象について、ネットワーク等を通じて届けられた情報が本市や児童相談所に迅速に伝わり、早期対応が図れるように、

本市と京都児童相談所による通告情報の共有化と確認
公的機関における情報の相互確認のための会議の新設と定例化
主任児童委員との情報交換の定例化

を行うとともに、情報の一元管理、進行管理に努める。

(2) 関係機関等との連携強化と資質の向上

本市児童虐待防止対策会議では、関係機関の職員等における資質の向上を目指し、研修内容の充実を図るとともに、児童に関する諸問題に速やかに対応するため、関係機関がその役割や機能を認識し、連携体制の整備と強化に努める(別紙3)。また、併せて児童虐待防止等の市民意識の高揚に向けた更なる啓発を推進する。

(3) 支援体制の強化

児童虐待は、事象の断片だけを見ると虐待する側が全面的に悪いということになるが、もう一步踏み込んで考えるならば、本来、最も愛着形成を育むべき役割を担う親が、様々な事情によって我が子を虐待するようになったその背景等についても十分な把握を行い、対応することが求められる。その上で、子育ての悩みや不安のある家庭に対して、個々に応じた早い段階からの関わりと支援が必要である。

本市においては、現在、実施している既存の各種事業の継続、充実に加えて、昨年12月15日の長岡京市議会において議決された「長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言」の趣旨や意義等を十分踏まえ、児童虐待防止対策をはじめ、いじめの防止対策や子どもの安全確保対策、子育て支援対策、青少年の健全育成活動の支援について、平成19年度からの事業化に向けて協議を行っている。

5. 長岡京市における子育て支援

本市では、児童に関わる様々な事業に取り組んでおり、このような子育て支援の情報を一元管理するとともに、関係部署との連携により職員が担当業務を遂行する中で、他の子育て支援情報を積極的に提供することによって、子育て家庭が適切な行政サービスが利用できるように配慮しなければならない。

1) 各種制度の利用

- ・ 児童手当(小学6年生まで)
- ・ 子育て支援医療費助成(内容により小学6年生まで)
- ・ 母子医療費助成(母子家庭の高校生までの親子が医療費で健康保険適用のある自己負担金を公費で負担)
- ・ 障害者医療費助成(身障手帳1~3級以上又は療育手帳A判定を受けている人の医療費で健康保険適用のある自己負担金を公費で負担)

2) 子育て相談・情報提供

- ・ 家庭児童相談（家庭や学校、地域等の子どもをめぐる保護者等からの相談に専任相談員が対応）
- ・ 教育相談（子どもの心や健康、家庭教育など、悩みや心配を持つ保護者や児童からの相談に専任相談員が対応）
- ・ 女性の相談室（女性の様々な相談に専任相談員が対応）
- ・ 育児支援家庭訪問（日常生活上の育児上の悩みなどを保健師、栄養士が家庭訪問して指導）
- ・ 両親教室（妊娠、出産、育児等についての実習や指導）
- ・ 新生児訪問（子どもが生まれたら保健師等が家庭訪問により栄養や授乳等を指導）
- ・ 子育てふれあい教室（ベビービクスと育児相談）
- ・ 親と子の健康相談（身長、体重、栄養指導、育児の悩み等について保健師、栄養士が対応）
- ・ 離乳食教室（離乳食調理実習と栄養指導・相談）
- ・ 10 か月児教室（保健師、栄養士による発達や育児、食事の指導及び相談）
- ・ 1 歳 3 か月教室（歯科衛生士、保育士等による虫歯予防や親子遊びの指導及び育児相談）

3) 保育

- ・ ファミリーサポートセンター（専任アドバイザーの仲介による子育ての相互援助活動）
- ・ 保育所（就労等により保育に欠ける児童を保護者に代わって保育）
- ・ 園庭開放、子育て相談（各保育所（園）・幼稚園において子育て支援相談や園庭開放として地域住民に提供）
- ・ 幼稚園（満 2 歳から就学前の幼児を保育、教育）
- ・ 留守家庭児童会（就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を保育）

4) 健康・医療

- ・ 妊婦健康診査（公費負担により妊娠の経過を委託医療機関で観察及び異常の早期発見）
- ・ 乳幼児健康診査（小児科医・歯科医による診察及び保健師等による相談指導）
- ・ 発達相談（医師と精神発達相談員による乳幼児の発育・発達相談）
- ・ 予防接種（病気発生の未然防止のため BCG やポリオ等の予防接種を実施）

5) 遊び・交流

- ・ 地域子育て支援センター（開田保育所エンゼルと深田保育所たんぽぽで遊びの広場や子育てサロンを開催、親子で遊んだり親同士が交流）
- ・ 子育てサークル（地域子育て支援センターで親たちの自発的活動を支援）
- ・ つどいの広場（概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽につどい、親子のふれあいや親同士の交流、育児相談等）
- ・ 北開田児童館（遊び場を提供するとともに遊びの指導、クラブ活動等の支援）
- ・ 子育てふれあいルーム（中央公民館において親子が一緒に遊んで過ごす居場所）

6. まとめ

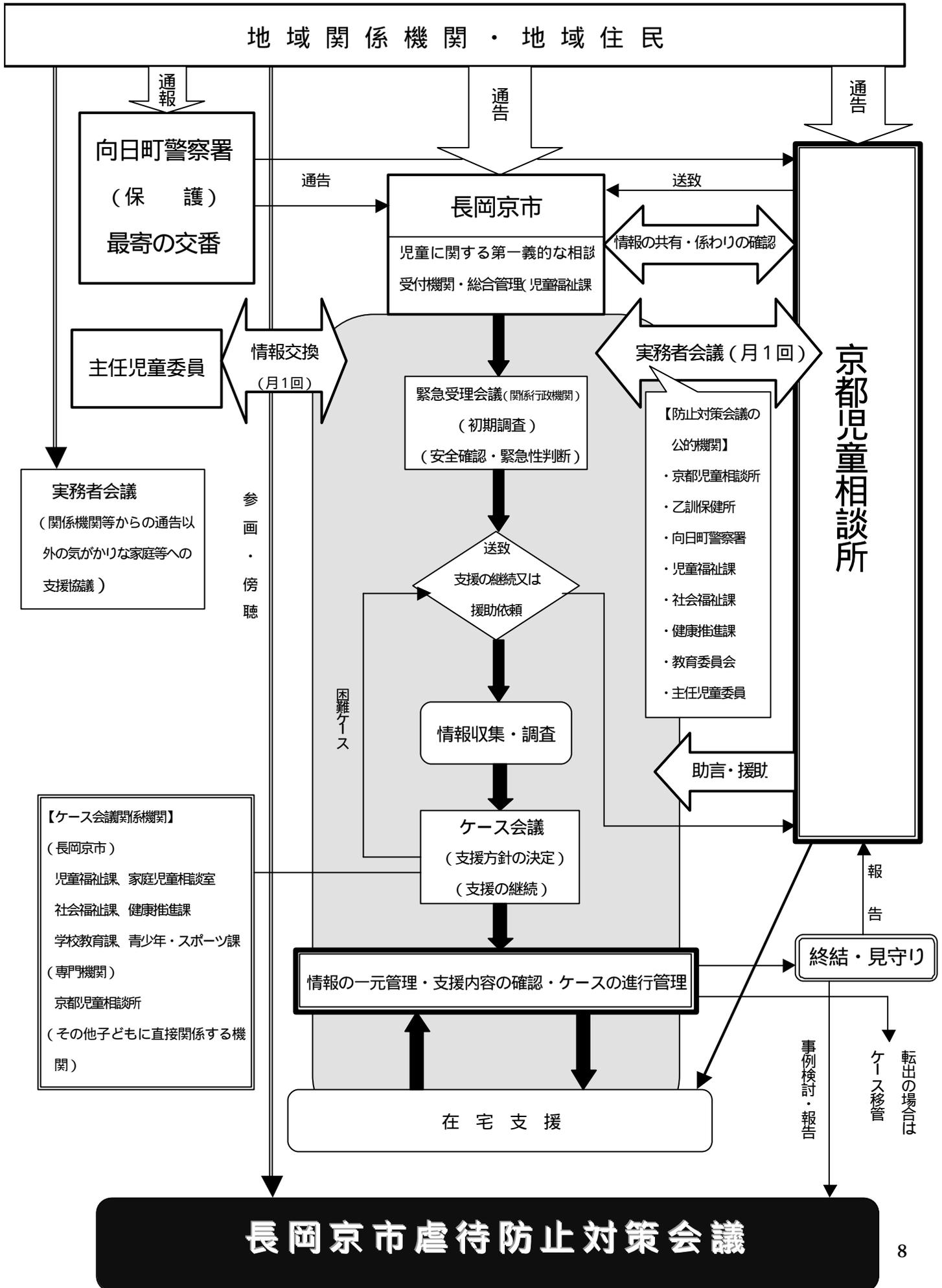
今回の事件の発生を受けて本市児童虐待防止対策会議を緊急に開催し、問題点や課題を洗い出し、その課題の解消に向けて各関係機関等の方から様々な貴重なご意見、ご指摘をいただいた。これらの内容を受け今後の対応について一定の結論をまとめることができた。

総体的な本事件の検証については、京都府検証委員会報告に負うところであるが、本市としてもこのような痛ましい事件を二度と起こさないためにも、児童虐待防止等の児童問題に対して、日常的な市民意識の啓発に努めるとともに、関係機関等との緊密な連携や関係する職員等の資質の向上を図っていくこととしている。

また、関係機関等間の情報の共有・複線化に向けたより具体的な対応の一つとして、実務者による会議を定例化する等を決定し、既に始動しているところである。

一方、様々な要因によって引き起こされる育児不安や負担を抱える家庭から出るシグナルの早期発見と、そこに関わる支援の手を如何に提供していけるかが問われている。併せて、子育てに困り悩んでいる保護者が、行政や地域関係者の様々な支援を、自然な形で受け入れられるような環境整備も忘れてはならない。

これらの視点を念頭に置きながら、児童の諸問題に携わる全ての関係者が児童福祉の理念を享受し、普段から児童の命を守る危機管理意識の醸成や児童が健やかに育つ環境づくりに努めていかなければならない。



長岡京市児童虐待等防止対応関係機関実務者会議設置要綱

(目的)

第1条 児童虐待等防止に関わる関係機関の実務者による会議を開催し、相互に所有する情報を共有するとともに、緊密な連携のもと各個別ケースの日常的な管理や実務者の資質の向上に努めることによって、児童虐待等の効果的な予防や迅速な対応を図るものとする。

(関係機関)

第2条 関係機関とは、長岡京市児童虐待防止対策会議における公的機関等で、次に掲げるものとする。

- 1) 京 都 府 京都児童相談所
乙訓保健所
向日町警察署
- 2) 長岡京市 児童福祉課、家庭児童相談室
社会福祉課
健康推進課
教育委員会

3) そ の 他 主任児童委員

2 前項に掲げる関係機関のほか必要があると判断した場合は、関係機関協議のうえ関係者の出席を求めることができる。

(実務者会議)

第3条 実務者会議は、長岡京市児童福祉課長が中心となり、原則毎月第4火曜日に関係機関の職員が参集して開催するものとする。ただし、開催日が祝日の場合は、当該日直近の開庁日に開催する。

2 前項の実務者会議に問題別の部会を設けることができる。

(協議確認事項)

第4条 実務者会議は、次のことを協議、確認する。

- 1) 関係機関が所有する児童虐待等に係る通告情報の確認
- 2) 通告ケースの進行状況の確認
- 3) その他、関係機関からの提出された協議案件

(事務局)

第5条 実務者会議の事務局は、長岡京市健康福祉部児童福祉課において所掌する。

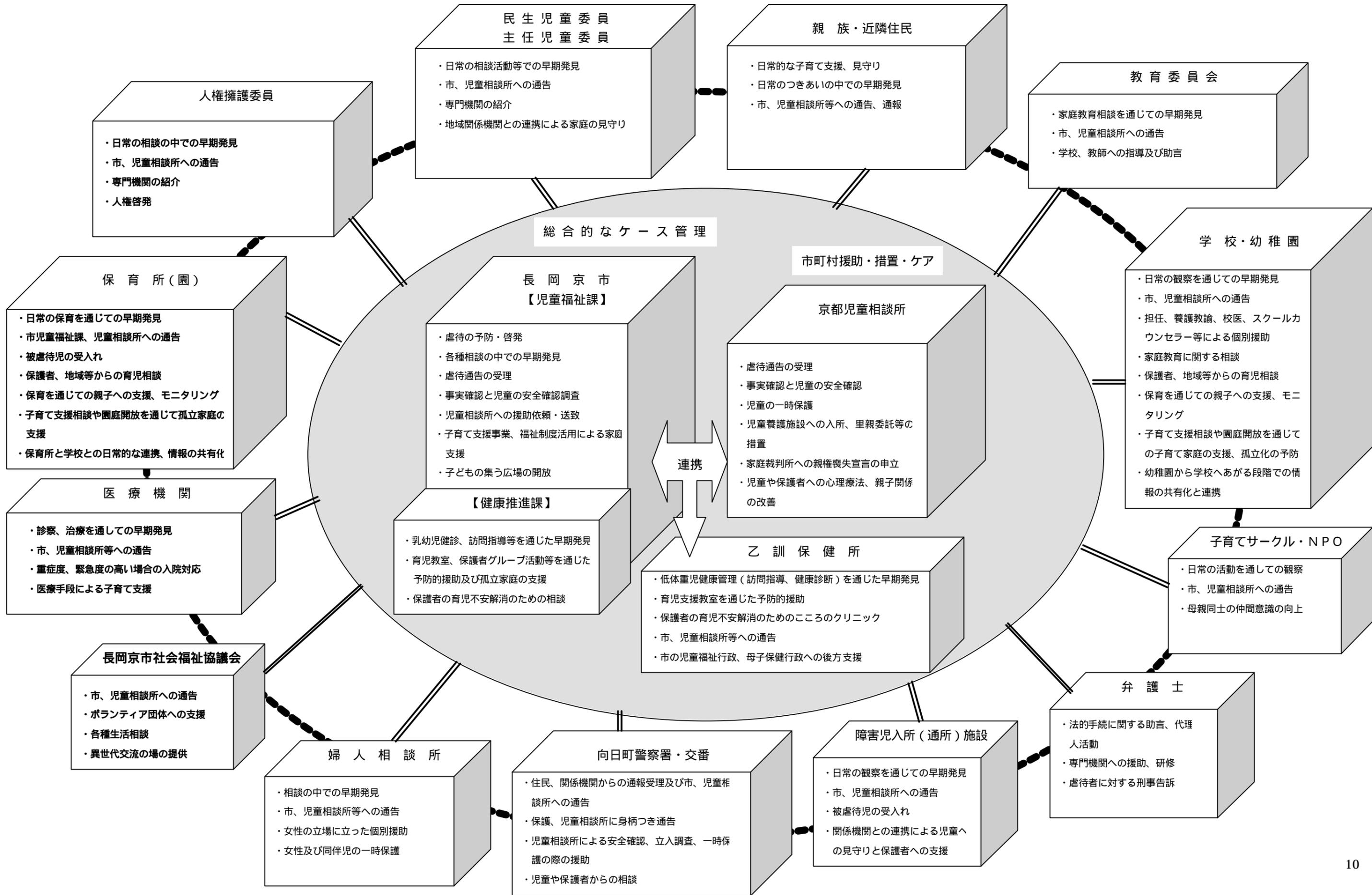
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、関係機関協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

長岡京市児童虐待対応における関係機関等の主な役割



機関名		役割	予防・支援	早期発見	初期対応・介入	保護・再発防止
長岡京市	児童福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の予防・啓発 各種相談の中での早期発見 虐待通告の受理 事実確認と児童の安全確認調査 児童相談所への援助依頼・送致 子育て支援事業、福祉制度活用による家庭支援 子どもの集う広場の開放 	家庭児童相談 日常的な虐待防止予防啓発 子育て支援サービスの提供 子育て情報の一元化と提供	児童虐待防止対策ネットワークの維持、管理	地域住民等からの通告への対応 緊急受理会議、安全確認 児童相談所への援助依頼、送致 関係機関等との連携（実務者会議、主任児童委員部会、ケース会議）	児童相談所との連携 情報の一元化 見守りの継続
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、訪問指導等を通じた早期発見 育児教室、保護者グループ活動等を通じた予防的援助及び孤立家庭の支援 保護者の育児不安解消のための相談 	母子保健活動による支援 母子保健相談	日頃の母子との関わりを通じての早期発見	通告 緊急受理会議 実務者会議 ケース会議	在宅ケースの見守り・経過観察
京都児童相談所		<ul style="list-style-type: none"> 虐待通告の受理 事実確認と児童の安全確認 児童の一時保護 児童養護施設への入所、里親委託等の措置 家庭裁判所への親権喪失宣言の申立 児童や保護者への心理療法、親子関係の改善 	日常的な児童に係る諸問題への相談	市、関係機関等との緊密なネットワークによる緊密な連携	通告への対応 実務者会議 ケース会議 市への後方支援 家庭訪問	児童の一時保護 児童の施設入所等の措置 家庭統合
乙訓保健所		<ul style="list-style-type: none"> 低体重児健康管理（訪問指導、健康診断）を通じた早期発見 育児支援教室を通じた予防的援助 保護者の育児不安解消のためのこころのクリニック 市、児童相談所等への通告 市の児童福祉行政、母子保健行政への後方支援 	日常的な虐待防止予防啓発 母子保健活動による支援 母子保健相談	日頃の母子との関わりを通じての早期発見	通告 実務者会議	在宅ケースの見守り・経過観察
向日町警察署・交番		<ul style="list-style-type: none"> 住民、関係機関からの通報受理及び市、児童相談所への通告 保護、児童相談所に身柄つき通告 児童相談所による安全確認、立入調査、一時保護の際の援助 児童や保護者からの相談 	日常的な虐待防止予防啓発	相談、保護、補導活動他諸活動を通じた発見	児童相談所からの援助要請への対応 地域住民からの通報対応 通告 実務者会議 保護	市、児童相談所等との連携 保護
長岡京市教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育相談を通じての早期発見 市、児童相談所への通告 学校、教師への指導及び助言 	日常的な虐待防止予防啓発 様々な児童の問題を児童及び保護者と共に考える環境整備 学校・家庭生活等の相談 調査、研修会の実施	児童の学校での様子や家庭訪問等による家庭生活の把握	学校での対応協議 通告 実務者会議 ケース会議	在宅ケースの見守り・経過観察

機関名	役割	予防・支援	早期発見	初期対応・介入	保護・支援
学校・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察を通じての早期発見 ・市、児童相談所への通告 ・担任、養護教諭、校医、スクールカウンセラー等による個別援助 ・家庭教育に関する相談 ・保護者、地域等からの育児相談 ・保育を通じての親子への支援、モニタリング ・子育て支援相談や園庭開放を通じての子育て家庭の支援・孤立化の予防 ・幼稚園から学校へあがる段階での情報の共有化と連携 	<p>子どもの様子や行動を観察する</p> <p>子どもが相談しやすい体制整備</p> <p>保護者からの相談に積極的に応じる</p> <p>子どもの自立支援</p>	<p>日頃の子どもの接触を通して早期発見</p> <p>担任・養護教諭・スクールカウンセラー等の職員の連携強化により、些細な変化を見逃さない</p>	<p>不自然な傷等を発見した場合には、疑いの段階で記録に残す</p> <p>学校・園内で対応会議の開催</p> <p>通告</p>	<p>【子どもへの支援】</p> <p>子どもの様子の変化を観察</p> <p>子どもに受容的に接し、信頼の回復を図る</p> <p>【保護者への支援】</p> <p>保護者の言い分にも耳を傾け</p> <p>保護者の養育姿勢・状況把握</p> <p>家庭訪問で家庭状況の把握</p>
保育所（園）	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の保育を通じての早期発見 ・市児童福祉課、児童相談所への通告 ・被虐待児の保育 ・保護者、地域等からの育児相談 ・保育を通じての親子への支援、モニタリング ・子育て支援相談や園庭開放を通じての子育て家庭の支援・孤立化の予防 ・保育所と学校との日常的な連携、情報の共有化 	<p>子どもの様子や行動を観察する</p> <p>保護者からの相談に積極的に応じる</p> <p>子どもの成長、発達の支援</p>	<p>日頃の子どもの接触を通して早期発見（着替え時等に全身の変化をチェック）</p> <p>送り迎え時に保護者の様子や親子関係を観察</p>	<p>不自然な傷等を発見した場合には、疑いの段階で記録に残す</p> <p>所（園）内で対応を検討する</p> <p>通告</p>	同上
留守家庭児童会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察を通じての早期発見 ・市児童福祉課、児童相談所への通告 	<p>子どもの様子や行動を観察する</p> <p>保護者からの相談に積極的に応じる</p> <p>子どもの自立支援</p>	<p>日頃の子どもの接触を通して早期発見</p>	<p>不自然な傷等を発見した場合には、疑いの段階で記録に残す</p> <p>学校内で対応協議</p> <p>通告</p>	<p>子どもの様子の変化を観察</p> <p>子どもに受容的に接し、信頼の回復を図る</p>
長岡京市女性交流支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の中での早期発見 ・市児童福祉課、児童相談所等への通告 ・女性の立場に立った個別援助 	<p>相談窓口の周知</p> <p>早期相談に結びつくPR</p>	<p>相談業務の中での発見</p>	<p>通告</p>	<p>DV被害の訴えに児童問題が含まれる場合の対応支援</p>
長岡京市ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察を通じての早期発見 ・市児童福祉課への通告 	<p>子どもの様子や行動を観察する</p> <p>制度の周知と利用促進</p>	<p>援助会員の児童虐待等への理解を促進</p> <p>活動の中での発見</p>	<p>援助会員がセンターへ報告</p> <p>通告</p>	<p>在宅ケースの見守り、経過観察</p>
長岡京市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市、児童相談所への通告 ・ボランティア団体への支援 ・各種生活相談 ・異世代交流の場の提供 	<p>異世代交流等による子育て家庭との交流促進</p> <p>ボランティア団体支援</p> <p>各種生活相談の実施</p>	<p>地域ネットワークを通じての発見</p>	<p>通告</p>	

機関名	役割	予防・支援	早期発見	初期対応・介入	保護・支援
婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> 相談の中での早期発見 市、児童相談所等への通告 女性の立場に立った個別援助 女性及び同伴児の一時保護 	相談窓口の周知 早期相談に結びつくPR	相談業務の中での発見	所内での対応の協議 通告	DV被害者と同伴している 子どもの一時的保護・支援
障害児入所（通所）施設	<ul style="list-style-type: none"> 日常の観察を通じての早期発見 市、児童相談所への通告 被虐待児の受入れ 関係機関との連携による児童への見守りと保護者への支援 	地域における虐待問題への理解の促進	日常業務の中での発見	通告	
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 診察、治療を通しての早期発見 市、児童相談所等への通告 重症度、緊急度の高い場合の入院対応 医療手段による子育て支援 	虐待に至っていなくても子育てに支援が必要と思われる場合は早めに市に連絡する	診療中の発見	虐待の疑いがある場合は、詳細な記録をとる 病院内で対応の検討 通告	入院による経過観察 在宅児が受診した場合の経過観察
民生児童委員 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 日常の相談活動等での早期発見 市、児童相談所への通告 専門機関の紹介 地域関係機関との連携による家庭の見守り 	日頃から地域を巡回し、地域の状況把握に努める（転入家庭があった場合には声をかけてみる等）	日常の相談活動等での発見	地域での不自然な家庭、子どもの状況等を発見した場合には、疑いの段階で記録する 通告 実務者会議 主任児童委員部会	市、児童相談所等と連携して地域の中で支援、見守り
人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> 日常の相談の中での早期発見 市、児童相談所への通告 専門機関の紹介 人権啓発 	相談窓口の周知	相談業務の中での発見	通告	
子育てサークル・NPO	<ul style="list-style-type: none"> 日常の活動を通しての観察 市、児童相談所への通告 母親同士の仲間意識の向上 	母親同士の仲間意識の向上 子育て相談	日常活動の中で発見	通告	
親族・近隣住民	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な子育て支援、見守り 日常のつきあいの中での早期発見 市、児童相談所等への通告、通報 	日常的な子育て支援	日常のつきあいの中で発見	通告	児童の受入れ 地域での見守り

各機関等においては、機会を通じて児童に関する諸問題について啓発を行う。

資 料

長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言

緊急児童虐待防止対策会議における各機関等からの主な発言

講演「児童虐待の予防・発見から再発防止まで」要約・資料

長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言

平成18年12月15日

長岡京市議会議決

子どもはみんな、私たちの宝です。明るい未来への希望です。

しかし、少子化や核家族化を背景に、家庭基盤の弱体化、地域コミュニティの希薄化が進み、子どもに対する犯罪や虐待、いじめが多発して、尊い生命が無残に奪われるなど、大変憂慮される事態にあります。

次代を担う子どものかげがえのない生命を守り、すこやかに育てることは、私たち大人の責務です。

私たち長岡京市民は、子どもが西山の緑にいだかれてすこやかに育つことを願い、家庭・地域・学校・行政が緊密なネットワークを形成して子どもの安全を守り、まちぐるみで子育てを進めることを誓って、ここに「子どもをすこやかに育むまち」を宣言します。

緊急児童虐待防止対策会議における各機関等からの主な発言

第1回：平成18年10月30日（月）

- ・今回の件については、情報の共有化がされていなかった。警察の方に住民から情報が寄せられなかったのが問題である。身近な交番に情報が持ち込まれれば、組織対応できる。過去の資料における虐待のケースを見直して、検証している。
- ・拓夢くんの出産時は低体重児。1ヵ月後は2600g。2ヶ月後に訪問した時は5652gで、授乳指導した。実の母との関係も良好。市の4ヶ月健診も良好で、保健所としての対応は終えた。
- ・ネットワークの見直し、再点検するため、緊急に10月27日、京都府、児相、二市一町の担当者の会議を開いた。
- ・豊かな心、感情を育むのが幼児教育である。虐待に対する義務は通報することと受け取るが、直接的に入り込むのは難しい立場だ。もどかしいところがある。
- ・直接的な児童との関わりは少ないが、自治会、民生委員、主任児童委員とは地域の福祉活動を進める上でつながりを密にしている。地域と連携を取りながら、児童・高齢者の虐待防止に大きく関わる。
- ・通園している子どもであれば情報がつかめた。虐待、発達の遅れなども発見される。こういうことが起こる家庭の子どもは公の場に出てこない両親が多いのではないか。家庭状況が複雑になってきている。
- ・月1回の職員会議で、気になる子は各担任が報告して対策をしている。直接訪問して保護者に話をする。最悪のことが起こるまでに情報を得るのが大事。児相に入ってもらいケース会議を開いた事例がある。養護教諭が体重測定でのチェックしているが、発見しにくくなってきている。
- ・人権の基本は人の命が守られることが1番と思っている。社会で命が保障されないのは、人権侵害である。
- ・主任児童委員として、児童相談所に連絡している。早期に対応するため直接児相にした方がよいと思った。本児のことを児童福祉課へ連絡しなかった。
- ・早い時期に芽を摘みたいが、各種事業に出てこない人をどうケアするのが大きな課題。
- ・人権擁護委員は、月2回の相談と全員が24時間の電話相談を受けている。情報の共有化を切望したい。自ら出かけていって積極的に対応したい。
- ・子どもの心の裏側をみる教師の力をつけていく。ケース会議の専門家のアドバイスが助かる。学校の権限で踏み込めない部分もあるので、児童相談所の連携をお願いしたい。
- ・事例の報告があっても、その中に踏み込めない、一步遅れるジレンマがある。入れるものが何かあれば、実態もつかみながら対応できるのではな

いか。

- ・通園児の虐待等の発見はしやすい。主任児童委員との連携を密にすることが必要であると思った。
- ・園児と担任は人間関係が強く結ばれているので、発見も早く対応できる。園児以外は知りようがない。
- ・子育ての母親の悩みなど支援する「心のクリニック」のPR、保育士の事例相談に応じている。2市1町の従事者研修を行っている。二市一町のネットワークをバックアップできないか検討している。細かい連携、適切なチーム会議を開くことが大切。
- ・犯罪の予防として情報を早く手に入れ、対応する取組みをしている。今回のケースは交番に情報が挙がらず、認知できなかった。再発防止に向け今後に生かしたい。交番機能を生かす、住民と交番がより以上に密接するようしていく。
実情に応じた担当者会議を開いていただきたい。

第2回：平成18年11月21日（火）

- ・医師会としてフローチャートのケース会議に加われるかと思うが、連携の所で健康推進課と情報を共有しながら定期的なケース会議ができるのか。事態が起こったときの流れに加われるが、それ以前に医師会の方に情報を得るチャンスはないのか。産婦人科の助産師、看護師の関わり等を具体的な指示、動き方を提案してほしい。
- ・助産師、保健師などの支援、健康推進など予防的なフローチャートもいるのでは。医療機関に通告されるまでの気になる子の情報の共有がいるのでは。会議がこれだけたくさんあり、どれぐらいの速さでできるのか心配する。
- ・予防的な取組みと虐待対応は別にすべきでは。非行、不登校などに虐待も含まれていることもあり別メニューの連携で時間をかけた予防的な取組みとそうでないものを分けたほうがいい。
- ・支援センター、健康相談、学校訪問で地域からの情報は大小ある。月1回の定例会で全部出すのは難しいので、事前に月1回我々の会議で児童福祉課と情報交換が出来ればと思う。いろんなルートで援助してもらえないかと思うので、検討して欲しい。
- ・会議に来て情報を共有する。府下の委員も感心を持っているので正確なニュースとして伝えていきたい。情報の提供者として自覚する。市は現場にすぐに行くのか、安全確認はするのか。
- ・今回の事例で、第1歩が出てなかった。まず行っていただく。家庭にどこまで入れるか解らないが、行って話するだけでその家にはプレッシャーがかかる。学校もフローチャートを作る。あくまで基本形であり、弾力的に運用しないと難しい。一住民からの通報に対して返しがないと、不安も

あり考えないといけないと思う。

- ・ 幼稚園の役割は学校に位置づけられているが、養護教諭はいない。保育所と同じ取組している。市の行政を通じて広報が出来れば、地域に寄与できるのではないか。努力の足らなさもあるが、就学前の子どもの7、8割が幼稚園であり虐待に気づく確率が高い。協力は惜しまないので、お互いに協力しあえるようにしたい。
- ・ 長岡京市と児童相談所の違いは、専門機関として児童相談所は家庭にすぐに入れる権限がある。市はその家庭の子育て支援をする窓口として調査をする。一番身近な相談窓口だ。早い時期からの情報を得るようにして、情報の交換をして支援したものがあるのか、受け入れる人があるのか、慎重にしないといけない。行政情報を集め、ケース会議となるが、その前に通告について児童相談所に確認する。
- ・ 直接ではないが、子どもの事業として親子のふれあいの場の提供など、子育てサークルや異世代交流の支援の取組みをしている。障害児支援として、社会的な支援をする。
- ・ 保育所に来ている子は守れると思う。離婚家庭が増えている。退所後の追跡として不安定な親子関係が見られる中で、保小中の連携で引き継いでその家庭を見守ることはできないか。幼児期の不適切な育ちの中で非行、不良化につながる。保護者の育児力が低下した中で愛着関係ができるのか。注意深く見守る。
- ・ 親子の「つどいの広場」を半年続けてやっと定着した。こどもが2、3人になると母親は一人では育てられない。保育所機能に被虐待児の受入れとあるが、保育機能がない家庭を受入れる状況にはなっていない。子育て支援、少子化対策を含め一時的にでも受入れる施設があればいい。
- ・ 親の受入れが大切。「援助しているでしょう」ではなく、「困ることがあれば支援しましょう」と受入れ体制が必要。児童相談所では施設分離ではなく、7割ほど保育所が受け皿になっていた。保育所は母子ともに支援者として、時間をかけてされている。
- ・ 重傷度、緊急度の高い場合の入院対応とは。隔離的な内容は別になるのか。
- ・ 学校は虐待を発見しやすい立場である。いじめの問題があり虐待と合せて研修をしている。生徒指導も定期的、緊急の会議で報告もある。児童相談所に一時保護されたが、今は約束事をして復帰している。フローチャートでは、定例会の実施はどこまでのケースの情報を共有化するのか。ケースの取組みの確認、指導方針の見直しにもなるのではないか。
- ・ 児相では相談案件の総点検をしている。虐待対応協力員を児相に増員して体制の強化、児童虐待防止アドバイザーを各市町村に派遣する人件費を予算化した。
定例会のイメージがしにくい。支援として見守りだけではなく、ハイリス

クな家庭、検診にも来ない家庭も対象とするのか。地域対策協議会の中での法的な位置づけすることで、プライバシーの問題も解決できると考えられる。

- ・この事件の発生に矢面は児童相談所ですが、警察も情報を収集できなかったのが問題であった。防犯活動の啓発にまわっても自治会に入っていない家庭もあるので広報活動をしてアタックしていただく。事件を通して地域としてのまとまりができた。地域が苦しい中で、一番よく家庭を知っている。未就学の子どもに対して親子の居場所として地域に参加できるようにできればいい。情報はなんでもくれではなく、緊急性のものを事前にもらい、相互理解と協力できないかと思う。

警察力を前面に出すのではなくて、行政等がやるべきことをやって警察力を使う。

- ・終結したというが、どこが見守るのか、どう引き継いでいくのか。どこかに継続、見守りが必要。
- ・親と隔離しても、親のケアができないなら、子が帰ってもまた繰り返すことになる。
- ・再統合は大きな目的としているが難しい。一方で介入も出てくる。役割分担、機関の見直しとか最大の問題です。
- ・半年も見守ってきてこんな結果になった。日曜日の朝9時に救急車、子どもが抱かれて出てきたのを地域の住民は見ている。足はろうそくのように細かった。殴られた痣がある。近所に地鎮祭をし、建てる寸前だったがこの事件が起こって、地域に住みたくない。トラウマになっている人も居る。親と子は被害者というが地域も第3の被害者であり、地域災害である。心のケア、経済的被害もある。通報したのに児童相談所から返事はありません。

皆が声かけあう自治会をめざしている。まずは人づくりである。第3の犠牲を大きくならないようにしていきたい。住民の人権を考えるようにしてください。

第3回：平成18年12月19日（火）

- ・相談窓口は多ければ多いほどよい。相談利用者の月統計を出し、市民にお知らせしていくことも必要と考える。相談するのは当たり前ということを知らせて、還元してもらいたい。
- ・検証の視点、「なぜ機能しなかったのか」の部分で、児童相談所だけにしか連絡がいかなかった点とネットワーク機能の未熟さがある。ネットワークが会議後の互いの役割を確認し、次の会議の見通しができていたら、児童の変わっていく様子をネットワークの中で見守っていったのではないか。反省しておかなければならない。
- ・ネットワーク会議は、虐待だけの視点で家庭を見るとかたくなになるので、

子育てが困難、悩みを抱えている家庭を関係機関等が情報共有し、虐待の疑いを気づくネットワークが独立して必要ではないか。実務者会議の目的をはっきりさせるべきである。対策会議は全てを受けるものでない。関係者が情報を持ち寄り、注意してみていく独立の場が必要ではないか。

- ・実務者会議は、公的機関だけでよいのか。専門機関、事務的機関が一緒になっているが、学校、保育所とか現場でみている方が、この中に入る必要があるのではないか。
- ・報告書の5ページ(3)「支援体制の強化」の中の「もっとも慈愛の目をもって関われる親が」は日本古来の言い方である、「愛着形成を築く親子、信頼、愛情やら生きていく基本を築く親子」などの言葉に変更するほうがよい。
- ・フローチャートの実務者会議と緊急会議の違いが分かりにくい。
- ・虐待と思われる事象を発見した時の具体的な記録の書き方について教示して欲しい。
- ・早期発見をしていきたいということで、主任児童委員と保健師さんとの関わりを深くもちたい。
- ・保育士が親子の愛着形成をどう判断するかネックになる。保育所で関わっている家庭で、学校に行っている兄弟はどうしているのか、学校に確認することは迷惑なのかと思っているが、情報を共有できればよい。反芻しながら見ている。
- ・卒園児の関係で保育園と学校との連携ができるようになれば良いと思う。
- ・「学校の役割」のところで「啓発に努める」を加える。「虐待だと思えますか」のチェックリストを作って配布していた。通告の件でも、個人情報、守秘義務のことで、トラブルになることがある。法令として対応できるように、専門機関がいる。他校でも、家庭訪問したら保護者から「なぜ言ったのか」と苦情がでる。一機関ではなくて、組織として対応できるようにしたい。
- ・「役割と対応」について、虐待発見をする感性を高める研修をして意識をもってもらうようにしたい。生徒指導については調査を行う視点もある。
- ・交番と地域が密着して情報の共有化を図っていきたい。
- ・京都府の検証委員会では、情報の共有の取扱いが大きな問題となる。情報の共有のあり方について反省すべき点は反省し、ネットワーク会議、ケース会議、実務者会議をやっていきたい。国の考えは要保護児童対策地域協議会を設置し、行政が責任を持ち、守秘義務があり、将来的にはそういう方向になっていく。京都府では城陽市と京丹後市に設置されている。事件を契機に市との連携、協力し、改善に向けて取り組んでいきたい。
- ・報告書7ページの「まとめ」の中の「努めていかなければならない」では書き方が弱い。すべての児童が育つ環境づくりに努めていかなければならない。フローチャートの通告から始まる虐待防止対策会議は支援を必要とする家庭への支援の会議に、実務者会議は情報の確認。ケース会議は緊急性

の高いところになる。 9 ページの [役割と対応]では、「保護・支援」を別にすべき。

- ・「役割と対応」の表にはないが、DV 被害を受けている子どももありうるので、どこかに記述をいただきたい。

講演「児童虐待の予防・発見から再発防止まで」要約

工藤充子理事長（ NPO 法人ほっとスペースゆう）

1 回目（平成 18 年 11 月 21 日）

現役時代は保健師として幅広く関わり、児童相談所の所長として児童相談所に通告された親子に対応してきた経過がある。退職した時に、住民として何が出来るか考えていた。予防を見る視点、虐待の視点がある。虐待は 2 者の犠牲がある。虐待を受けた子ども、虐待をした親に何をしていくか。親への対応に手が付けられていない。いい親子の関係をつくることに尽きるのではないか。

英国では「予防なくして対策なし」の視点がある。親子が成立する前、妊娠、周産期、新生児、乳児期の親子の愛着関係をきちっとみる。この愛着形成が今後の人との信頼ができる基礎をつくる。虐待予防の視点を持って乳幼児期から関わろうと思い賛同者と一軒の家を借りた。適切な親子の関係を介入するのではなく、一緒に生活しながら学びあうことをしてきた。今は子育て家族だけでなく、お年より家庭も孤立している。「いづみの家」では 96 歳から 2 ヶ月の赤ちゃんまで支え合い、交流しながら生活している。

英国では、子ども 1000 人に対し、虐待を受けているのが 3.8、3～4 人、米国では 16 人、日本では 1～2 人になっているが、まだ発見ができていない数字ではないか。

英国では、虐待の周辺にいる人たちを見守り、支援をするアットリスクの子どもたちに重点を置いている。

子どもの虐待の背景は、社会情勢に大きな影響を受けている。また、家庭の中で子育てが母一人の役割になっている影響の中で起こっている。虐待は子育て中の親子で起こるのを見たとき、すべての子育てを応援できる社会になっていない。人間関係の基礎となる時期に恐怖心を持つ体験ではなく、愛し愛されることを体験させることがポイントになる。

もう一つの重い面は、虐待は世代間の連鎖をすることだ。虐待を受けた子が何らかのケアをされないと親になった時、わが子を虐待するのが 3 割と言われるが、8 割とも言われる。適切なケアがされると 8 割が適切に子育てができるという調査もある。子育てに適切な親子関係を持つことによって、虐待の連鎖を切ることが出来るのではないか。

今回の事件はたくさんの方が知っていたのに何故死に至らしめたのか、住民あげての検証、何かもう一步できたのではないかと見たときに、一番欠けていたのは、この家庭を見る目、アセスメントがうまくいったのかどうか。

- ・親と子の生育暦、人格特徴を子ども、親から観察し、早期の気づきができただのか、背景を見る目の弱さがあったのではないか。
- ・当事者、兄弟も虐待の環境にあると見抜くことを怠っていたのでは。
- ・児童相談所は情報をつかんでおるようであるが、育児の方法、3歳になってオムツを取らなければならないと、追い詰めた家族がどんどん落ち込んでいく様子をどこがみていくか、一機関ではみれない。起こった事件の内容と我々が見た場面をつき合わさないといけない。
- ・家庭の社会的な環境、離婚、複合されていく、職業、どう子どもを育てようとしていたのかと社会的資源を応用できるものがあったのか。親子関係が良かったというある一点の情報で進んできたアセスメントの仕方があったのではないか。
- ・虐待の重要な視点は、予防、発見、支援し、再発が起こらないようにする一貫した取組みで、一職種、一機関ではなくお互いに重なり合って連続し対応するものである。
- ・問題を起こす親も犠牲者であると見なければならぬ。

ポイントとして

- ・周産期、8週から生まれてから4ヶ月、乳児期、思春期の関わりの重要性。
- ・虐待をどう見るか、どう見つけていくか、各機関の目的、対象年齢は違うが、基本的な視点は同じではないか。
- ・児童虐待防止法はH12年に制定され、H16年の改正で虐待の定義が拡大された。今はネグレクトが保育園とか学校で見える問題として広がっている。今後広がるであろう心理的、性的虐待についてはまだまだ見つかっていない状況だ。
- ・児童福祉法改正はH16年にされた。H17年から市町村が相談の窓口になった。
- ・行政の役割は子どもの保護だけでなく、自立支援、さらに親子の再統合に向けて、配慮し支援するために、関係機関の連携強化が責務といわれている。
- ・発見したら市町村へ通告。重篤な児童は児童相談所へ。軽微な場合は関係者、市町村がみる、虐待に移行すると発見するのが役目だ。子育て家庭の中にはプライバシーの問題もあり、入っていくのは難しいが、お母さんが安心して出て行ける場所をたくさんつくらなければならない。
- ・通報ということで後ろめたさはあるが、子どもの幸せを考え、親を支援することにつながる。守秘義務についても命に関わる時は通告しなければならないと刑法を上回った規定となっている。

気付きをどうしていくか、資料に基づいて説明。

- ・外に出てこない親をどうするか……親同士が手をつなげるようにする。子育て家庭を暖かく見守る。入っていけない家庭をつくらない。市町村のサービスと一緒に予防、発見、再発防止まで視野に入れて、児童虐待防止対策会議で対応されたい。

2回目（平成18年12月19日）

今回は英国の虐待防止の対策についてお話ししました。まず命を守ることが最重要であるが、再統合した後親子が生活する道筋を作ることが大切です。

資料「連続する子育てから虐待」の説明

ピラミッドの上「要保護子育て家庭」、中「支援・見守りの必要な子育て家庭」、下「一般的な子育て家庭」の3段階。一番大切なのは下部の「一般的な子育て家庭」の支えが十分にあると上の2つは起こらない。

- ・緊急対応・保護・支援・再発防止

緊急対応では、緊急に召集して、ケース会議をする。今回の事件では見守り家庭に対するネットワークについて市は甘かったのではないか。死に至る虐待を未然に防ぐ力を学ぶことをあらゆる行政機関がしなければならない。

基本的な考え方として、市民組織にも何ができるか投げかけている。市民からは「しつけと虐待の線を引いてほしい」と言われるが、しつけと虐待は当事者から見て考える。しつけは親が決めた教育方法で、親が言っていること。虐待は、こどもの体全体から出しているサインであり、子どもから読み取る行為。子育て支援をうまくしていくと、親子関係がうまくいき、虐待の予防につながる。子どもの幸せは、保護者、家庭の中で育てられることが一番だが、父母への援助が必要。乳児期の愛着形成と親子関係が適切にされることが中心になる考え方がある。

虐待は世代間連鎖をする。虐待を受ける両親を見て、自分の子にも虐待することになる。断ち切らないといけない。子どもらしく生きる中で立ち直らせる。

子育てから死に至るまで虐待の幅は広い。当事者間の厳しい関係を理解し、家庭で起こる可能性を見る、気づきが必要だ。

「児童虐待の予防等に関する法律の一部改正する法律」の資料説明

「あなたは次のような行為を虐待だと思いますか？」の資料説明

1：強い者から弱い者への暴力。2～6：危険となり得る行為。

7～13：ネグレクト。14～16：心理的虐待。17・18：性的虐待。

子育てそのものが、わからないまま子育てをしている親たちは私たち以上に完全に子育てをしたいという。親の夢の中にこんな子どもになってほしい

姿を求めている。

身近な家族から受ける虐待から、なにを大事にして何を守っていくか。「NO!」と言える、自分の思いが言える子供になること。親子関係とは根の深いものがある。

この項目はすべて親子関係の中にある。子育ての中でやっている行為だが、虐待に至るまでには、時間や苦しみ、家庭のいろんな関係が積み重ねられている。この行為も虐待の一つであることを認識して、子育てにどう変換していくか考えなければならない。

「マルトリートメント maltreatment」とはの資料説明

今回の事件はAに目を奪われているが、私たちの課題はBにある。そして、Cのグレーゾーンを巻き込んだ、市民への啓発や教育がなされないと本当の虐待防止につながらない。